

探偵業の業務の適正化に関する法律の概要

法律の目的・・・業務の運営の適正と個人の権利利益の保護に資すること ※平成19年6月1日施行

※令和元年12月14日
欠格事由に係る改正

- 1 探偵業の開始届出は探偵業開始の前日まで
- 2 探偵業の廃止・変更届出は当該事由発生の日から10日以内

都道府県公安委員会
(警察署経由)

欠格事由

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間に営業停止命令等の処分に違反した者
- 4 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 5 心身の故障により探偵業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの等

依頼者

依頼

書面交付

結果報告

探偵業者
(営業所)

実地の調査
・聞き込み、尾行、張り込み等

特定人
(調査対象者)

探偵業者に対する主な規制

- ・名義貸しの禁止
- ・契約時の書面交付等
- ・個人の権利利益の侵害の禁止
- ・秘密の保持
- ・従業者への教育等

「探偵業とは」
他人の依頼を受けて、特定人の所在、行動について実地の調査を行い、その結果を依頼者に報告する業務を行う営業をいう
但し専ら報道機関の依頼を受けてその報道の用に供する目的で行われるものを除く

罰則

- ・営業停止命令違反、営業廃止命令違反
～1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・無届営業、名義貸し、指示命令違反
～6月以下の懲役又は30万円以下の罰金等